

石油関連製品の供給不足に伴う医療分野の影響・対応について①

(5月27日時点)

資料8

中東情勢に関する関係閣僚会議（第9回）
資料2（厚生労働省提出資料）

相談総数

11,501事業者（メーカー・卸業者：2,182、医療機関等：9,319）

※一斉点検等や窓口により情報提供等を受け付けた中から相談を受けたものを対象としている。

※事業者数は延べ数であり、同一の事業者から複数の調査・窓口等で相談を受け付けた場合は、それぞれ事業者数を計上している。

※医療機関等からの相談（9,319事業者）のうち、定点観測：96事業者、医療機関等からの情報提供：9,223事業者

（前回（5月18日時点）との差：+1,716事業者（メーカー・卸業者：+300、医療機関等：+1,416））

対応状況



品目単位で精査

※例えば約5,100の医療機関等から相談のあった同種の手袋の供給に関するものは1つの品目とカウントするなど、品目単位で精査の上、その品目数を計上。

		品目数	(前回（5月18日時点）との差)
①安定供給に影響があると判断された品目		99	+19
うち	②対応検討中の品目	46	+3
	③解決済みの品目	53	+16

③：新たに、気管切開チューブの部品製造用等溶剤、電動手術台の塗装用溶剤（シンナー）、医薬品の容器キャップなどの供給不安を解決。

足下の主な対応

- 医療用手袋について、医療機関等から受け付けた要請のうち、都道府県・国の確認が終わり、配布対象となったのは、**5,077**の医療機関等に対して最大（※）**約1,980万枚**。このうち、**1,178**の医療機関等が**約426万枚**を購入。
（※）医療機関等ごとに、想定消費量に応じて購入可能数の上限があるところ、上限未満で購入する場合が想定されるため。
- 2,746のメーカー・卸業者から一斉調査に対する回答を収集。未回答事業者を含め、引き続き積極的に回答を働きかけ。

石油関連製品の供給不足に伴う医療分野の影響・対応について②

解決済みの品目

※解決済み品目は累計

※下線部：新たに解決済みとなった品目

*印：直接販売スキームの活用により解決済みとなった品目

- ・小児カテーテルの滅菌用のA重油
- ・効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ（筒の部分）の滅菌用のA重油
- ・心臓を補助する特殊なカテーテルの滅菌用ガス
- ・医療機器の滅菌等の酸化エチレンガス
- ・医療機関（7機関（+1））における滅菌等に必要なA重油*
- ・医療機関で用いる消毒液（イソプロパノール）
- ・人工透析用の血液浄化器（ダイアライザー）の製造用溶剤
- ・人工透析用の注射針の滅菌用ガス
- ・献血バッグの製造用溶剤
- ・採血管をまとめる袋
- ・血液検査分析装置の洗浄剤
- ・鼻炎治療薬等の製造設備用のA重油
- ・消毒液（エタノール）の容器（2件）
- ・歯科用注射針のコーティング剤
- ・透析装置洗浄剤の容器
- ・透析チューブ
- ・心電図用電極ゲルの包装資材
- ・人工心肺装置に装着する人工肺等の洗浄剤
- ・手術用縫合糸の洗浄剤
- ・手術用メスの洗浄剤
- ・解熱鎮痛薬等の製造用溶剤
- ・手術用器械等の医療機器を製造する際に必要な潤滑油*
- ・非臨床試験施設の機材滅菌用等のA重油
- ・製薬工場等の稼働に必要なA重油（2件）
- ・錠剤製造の滅菌工程に必要なボイラー用灯油
- ・体外式膜型人工肺（ECMO）の洗浄剤
- ・血管内治療器具の誘導用ワイヤーの洗浄剤
- ・消毒液（ポビドンヨード等）の容器
- ・検査用スライドグラス・カバーガラスの印字用塗料
- ・AED（自動体外式除細動器）等のインク等溶剤
- ・カテーテルの潤滑剤
- ・歯鏡の曇り止め用溶剤
- ・医療用漢方製剤等の製造に必要な有機溶剤（メタノール）
- ・錠剤包装シート（PTPシート）
- ・歯科用器械の部品加工のための潤滑油等*

- ・皮膚保護用フィルムの製造用溶剤
- ・気管切開チューブの部品製造用及び包装用溶剤
- ・医薬品の容器キャップ
- ・留置針等の洗浄剤
- ・内視鏡処置具の洗浄剤、潤滑油
- ・電動手術台の塗装用溶剤（シンナー）
- ・医療用粘着テープの製造用溶剤
- ・血液検査用試験管等の原料
- ・外科手術用ドリルバーを加工するための潤滑油等
- ・歯科用ダイヤモンドバーを加工するための摺動油
- ・血液検査装置の試験管を研磨するための潤滑油*
- ・歯科用椅子等の塗装用溶剤（シンナー）
- ・検査用スポイトの先端の原料
- ・医療用脱脂綿、コットンボールの梱包材
- ・血液検査の試薬
- ・X線フィルタリング装置の洗浄剤

医療分野における各種容器等に関する供給不安の解決

- 医療分野における各種容器等については、これまで、錠剤包装シート（PTPシート）などの供給不安を解決し、足下では、医薬品の容器キャップについて供給不安を解決。
- 調剤された薬剤の容器（軟膏容器など）や分包紙は、確認できた範囲において、メーカーは基本的に昨年同量の製造を実施※。一方、メーカーへの発注が増大しているため、製造が間に合わず、供給の制限や納期が遅れるといったケースが発生。
※当該容器のメーカーの中には、一部、原材料の供給不足の報告があり、経産省と連携して対応。

- このため、薬局・医療機関、メーカー・卸業者あて、当面の必要量に見合う量のみ発注・受注する等、適切に対応いただくよう通知（5/29）

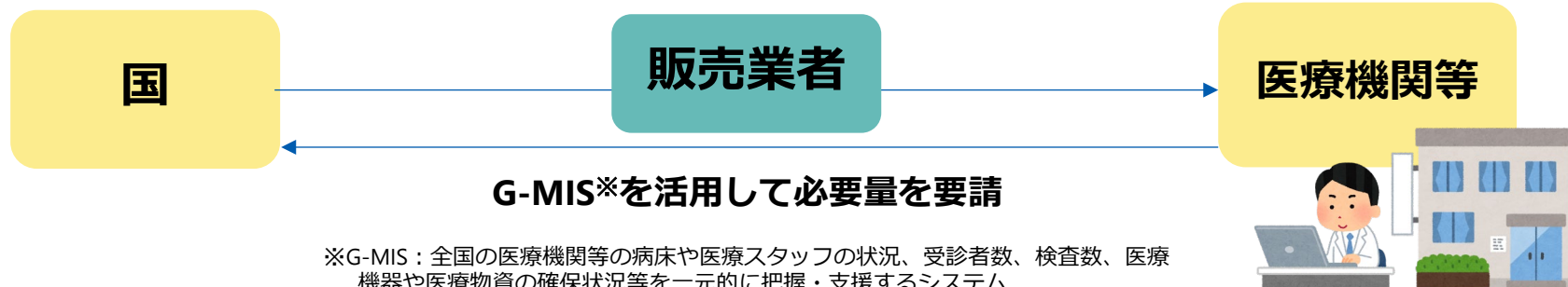
- あわせて、足下で分包紙が在庫切れとなる旨の相談があった薬局等に対して、順次、対応可能なメーカーにおいて供給できるよう調整するなど、個別の目詰まり解消に向けて取組を推進。



中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄の放出について

- ▶ 非滅菌手袋（ニトリル・PVC）を含めた個人防護具は、新型インフル特別措置法に基づき、パンデミックの発生に備え備蓄を行っている。
- ▶ このうち、国では備蓄水準を超える量（余剰分）を確保：約4億9千万枚
- ▶ 医療用手袋の需給状況は、現在、通常通りの発注には概ね対応できている（※）一方、一部では通常量を大幅に超える発注も見られ、結果として歯科診療所など一部の医療機関等では確保が困難となっている。
（※）主要販売メーカーは通常と同程度の1～2か月の在庫を持っている。
- ▶ このため、確保が困難となっている医療機関等向けに、まずは、5000万枚（※）を放出することとし、5月18日（月）より、医療機関等からの要請を受付（第1弾）。5月23日（土）より、販売業者から各医療機関等に配送。
（※）全国の一般診療所及び歯科診療所の約1月分の需要は9000万枚程度と推計。
- ▶ 5月27日（水）時点で、医療機関等から受け付けた要請のうち、都道府県・国の確認が終わり、配布対象となったのは、5,077の医療機関等に対して最大（※）約1,980万枚。
このうち、1,178の医療機関等が約426万枚を購入。
（※）医療機関等ごとに、想定消費量に応じて購入可能数の上限があるところ、上限未満で購入する場合が想定されるため。
- ▶ 今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出していく。

販売業者を通じ医療機関等に手袋を放出



※G-MIS：全国の医療機関等の病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器や医療物資の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム

雇用調整助成金の活用促進について（中東情勢関係）

厚生労働省都道府県労働局と、各省庁の地方支分部局が連携して地域の事業主の状況を共有し、必要な情報、支援をプッシュ型で届けることで、事業主の皆様の不安の解消、従業員の皆様の雇用の安定に資する取組を実施。

雇用調整助成金は、景気の変動等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成する。

今般の中東情勢による、原材料の入手困難や価格高騰等に伴い、事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合、要件を満たせば支給対象となる。

→お困りの事業主に情報を行き届かせ、必要に応じて活用頂くことが重要

	助成率	<主な要件等>
中小企業	2 / 3	【支給対象事業主】雇用保険適用事業所 【支給対象労働者】雇用保険被保険者（被保険者期間6か月以上）
大企業	1 / 2	【要件】当該事業主の生産指標（売上高）の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%以上低下 等

※中東情勢の影響による雇用調整助成金の休業計画届件数は175件（105事業所）（3/30～5/26）であり、令和7年度の休業計画届件数（令和7年4月及び5月の合計：3,932件、令和7年度月平均：約1,700件）と比較すると限定的。

雇用調整助成金の活用促進策として、関係省庁と連携した厚生労働本省による関係団体への周知に加え、重点取組業種の事業主に対して、労働局が経済産業局・整備局・運輸局・農政局と連携して、プッシュ型で情報提供を実施。

（※）具体的には、各省庁の地方支分部局が把握した目詰まりの影響を受けている事業主について、労働局へ情報共有いただき、労働局が当該事業主にプッシュ型で雇用調整助成金の情報提供、相談支援を行う。

(参考) 雇用調整助成金の活用促進に向けた周知リーフレット

事業主の皆さまへ

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い
事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合
従業員の雇用維持のため

雇用調整助成金が活用できます

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小する際、
従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、
従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

対象となる事業所


次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 雇用保険適用事業主
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少(詳細は裏面Q1,2)
- ③ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、一定規模以上増加していない(詳細は裏面Q3)
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

助成内容

	中小企業	大企業
助成率(休業・教育訓練)	2/3	1/2
日額上限額	8,870円 <small>雇用保険基本手当日額上限額(令和7年8月1日現在)</small>	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 <small>各事業所の対象労働者数×100日分</small>	

支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

 厚生労働省

LL080527企01

よくあるご質問

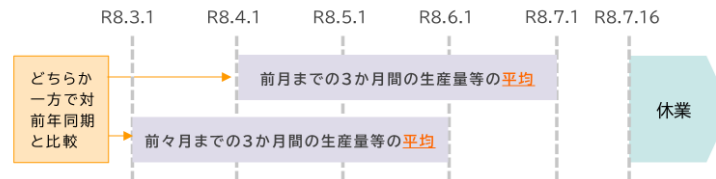
Q1 生産量要件の「最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少」は、3か月全てで減少している必要はありますか。

3か月全てで減少している必要はありません。

直近1か月の生産量等が急激に落ち込んだ場合、それまでの2か月の生産量が減少していなくても、3か月平均で対前年同期と比べて10%以上減少していれば生産量要件を満たします。

生産量要件は、支給対象期間の初日が属する月の前月まで、又は前々月までの3か月間と、対前年同期を比較します。

※例：支給対象期間の初日をR8年7月16日とする場合



Q2 生産量要件で比較する生産指標はどのようなものがありますか。

生産量・売上高の他、販売量や完成工事高等があります。休業等の雇用調整を実施せざるを得ないことを推定する指標(雇用量の変動との相関が高い指標)を用いることができます。

Q3 最近3か月の間に従業員を新規に採用しましたが、要件を満たしますか。

最近3か月間の雇用保険被保険者等の月平均値が、前年同期と比べ、10%を超えてかつ4人以上増加していなければ、要件を満たします。
(※)大企業の場合は要件が異なります。最近3か月間の考え方は生産量要件と同じです。

お問い合わせ先

雇用調整助成金のご利用に関する相談は、管轄のハローワーク、助成金センター等で承っております。お問い合わせ先は、下記QRコードからご確認いただけますので是非ご利用ください。
また、その他の支給要件については、雇用調整助成金ガイドブックでご確認いただけます。

雇用調整助成金
お問い合わせ先



雇用調整助成金
ガイドブック



雇用調整助成金
サイト

